

様式第2号（第5条関係）

令和4年7月19日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

栗山町議会議員 齊 藤 義 崇



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日 令和4年7月15日（金）
- 2 目 的 オンラインによる研修会 受講
- 3 研修内容 「議員が守るべき政治倫理とは」
 廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
- 4 関 係 書 類 別紙のとおり



7月15日(金)
in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

議員・職員のための

政治倫理と効果的な 予算・決算の審議手法

◆10:00～13:00

議員が守るべき 政治倫理とは

1. なぜ政治倫理が必要か
2. 政治倫理の対象を考える
3. 政治倫理違反への罰則の限界
4. 政治倫理と兼業禁止への規制
5. パワハラ・セクハラ等の取扱い
6. SNS等による議会外での不適切な言動への対応

◆14:00～17:00

効果的な予算・決算の 審議手法を考える

1. 予算・決算審議におけるPDCAサイクル
2. 予算審議における留意点
3. 予算に対する修正と限界
4. 予算に対する修正以外の効果的な手法
5. 予算への効果的な質疑手法
6. 決算審議における留意点
7. 決算への効果的な質疑手法
8. 決算と行政評価
9. 議選監査委員の決算への活用手法



【(株)地方議会総合研究所代表取締役
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページからお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	サイトウ ヨシタカ
お名前	齊藤 義崇
貴議会名	栗山町議会
領収書 お宛名	
ご住所	(〒069-1512) 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
TEL	(0123) 73-7517
FAX	() -
E-mail	@

<https://www.gikaisoken.jp>

参加希望講座のチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

7月15日(金) 10:00 ~ 13:00 東京



議員が守るべき政治倫理とは

7月15日(金) 14:00 ~ 17:00 東京



効果的な予算・決算の
審議手法を考える

※オンラインによる受講をご希望される方は、
チェックボックスに☒をお願いいたします。

☒ オンライン受講

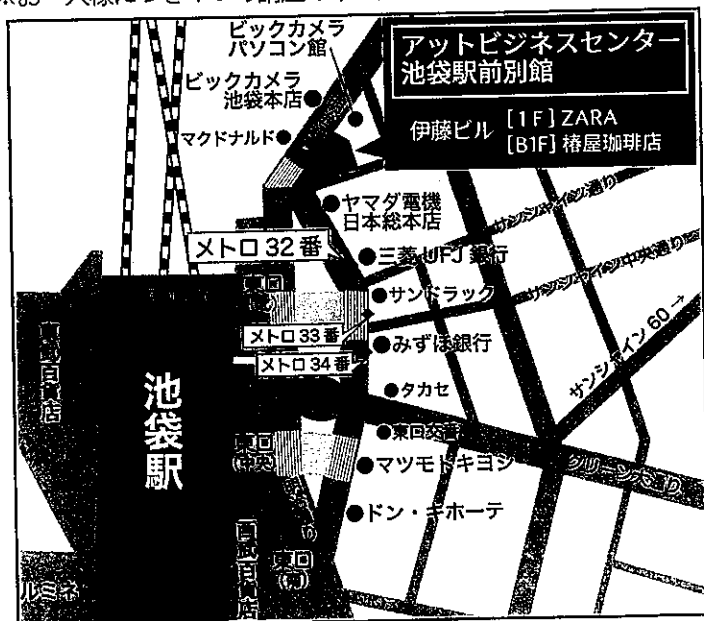
※オンライン受講ご希望の方は必ずE-mailをご記入ください。

★キャンセルは7日前までにメールまたはFAXにてご連絡ください。

※お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。

※受講確認書をご覧いただき、受講料は事前にお振込みをお願いいたします。

※お一人様につき1つの講座の申し込みが必要です。1つの講座の申し込みで複数人が視聴することはできません。



受講料

各講座受講 15,000円(税込)

2講座受講 25,000円(税込)

開催場所

アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

お問い合わせ・事務局

※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧ください。

(株)地方議会総合研究所

112-0011 東京都文京区千石 2-34-6
TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

<https://www.gikaisoken.jp>

日 時	令和4年7月15日 10:00～13:00
視 察 先	役場委員会室でオンライン研修
調査事項	「議員が守るべき政治倫理とは」
対 応 者	廣瀬和彦氏（株式会社地方議会総合研究所）
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背景 ② 特徴 3. 主な質疑 4. 考 察 （感想、政策提言、課題など）	1 栗山町の議員の倫理条例の改定のため、政治倫理の知識・制度の習得と疑問を解決するため研修会に参加した。 なお、学習形式はリモートで行われ、オンライン研修とした。研修は大まかに2部構成であった。 2 議会改革推進会議が企画し、この政務調査として開催した。 3 研修内容 （1）政治倫理とは（第1部） 政治倫理とは本来、議会や議員が自浄作用を発揮し、住民の期待に応え信頼関係を構築することが理想である。 道徳や規範といったものは本来、法で縛るのではなく、倫理感を持ち奉仕者として活動するべきである。 第1部では憲法や自治法など法的な根拠が示され、談合など具体的な不正の事例も紹介された。 他の市区町村の条例制定の現状や課題となる事案も具体的に解説された。 学習できた要点を四つにまとめると、 ①本条例に関連する憲法、自治法など、法令のしぼり ②刑法、収賄罪、被選挙権喪失など罰則 ③資産公開条例、審査会、附属機関の設置、調査請求権、意見書、問責制度など、議会が定める事項についての留意点 ④特に審査会においては、第三者機関もしくは第三者が委員でなければならないこと。 以上が挙げられ、栗山町の倫理条例の改定に具体的に役立つ内容であった。 （2）パワハラ、セクハラ等の取扱いについて（第2部） 職場で行われる不当な扱いや度が超えるプレッシャー、加えて男女共同参画におけるハラスメントは多岐にわたる。 このことについても全国統計や具体的な事例が示され、解説が

なされた。裁判所に訴えるケースもあり、特に注意が必要であると感じた。この延長線上にSNSによる誹謗中傷があり、不適切な表現や議会で提供された資料の取扱いにも十分な注意と倫理観が必要であると感じた。

今後は議会内外でのハラスメントへの十分な注意と、タブレットの利用にあたっては、SNS、資料取扱いの申し合わせ事項を具体的に設ける必要があると感じた。